

方法書に対する意見の概要と事業者見解

NO	意見数	代表意見の概要	事業者の見解
68	2	環境に対する配慮が適正に行われているのか、評価方法は事業者による主觀ではお手盛りデータになってしまふので、第三者的（行政には県や事業者に関係のない一般の方など）な判断で評価してもらう必要がある。	環境アセスメントとは、開発事業の内容を決めるに当たって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して一般の方々、地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていこうという制度です。
69	1	動植物、生態系の環境保全計画は、影響の低減・周知徹底・努める・可能な限り・検討する等、あいまいな表現でしかない。具体的にどのように調査し対処し、万が一事故や重大な弊害があった場合はどうするのか。項目のすべてにおいて「やれるだけやる」でしかない。このような方法の提示では話にならない。	方法書に記載の動植物、生態系の環境保全措置は現地調査を実施していないことから、一般的な太陽光発電事業の内容となっています。準備書では1年間の現地調査結果並びに事業計画の詳細な内容を基に、より具体的な環境保全措置を検討して記載します。
70	1	人と自然との触れ合いの活動の場の環境保全計画は、影響の低減・周知徹底・努める・可能な限り・検討するなど、あいまいな表現でしかない。具体的にどのように調査し対処し、万が一事故や重大な弊害があつた場合はどうするのか。項目のすべてにおいて「やれるだけやる」でしかない。大事なコミュニティーを壊滅させる恐れが大。	人と自然との触れ合いの活動の場の環境保全計画は工事用車両の走行が、人と自然との触れ合いの活動の場へのアクセスに影響を与えるか評価するものですが、周辺の人と自然との触れ合いの活動の場へのアクセス車両への影響がないので、評価項目として選定していません。
71	4	粉塵、煤塵等の調査については、大量の残土処理を行うことから事業地内だけでなく、運搬先まで含めた、長期で広域にわたる調査を実施すべきである。また、気象調査地点が、事業地の谷間の最も低位置の場所の1箇所のみとなっている。事業地を代表する場所として不適切・不足している。	工事用車両の走行に伴う降下ばいじん及び風の調査は、沿道において四季各一か月の調査を実施する適切な地点を確認できなかったことから、対象事業実施区域及びその周囲を代表する地点として、比較的開けた調査を選定し調査地点としています。工事用車両の沿道における大気環境（粉じん等）の影響は道路断面を対象としていますので、最も影響が大きい工事用車両が集中する軽井沢地区周辺の道路端（道路断面）で予測・評価を行います。なお、より広域の影響については工事車両が分散されますので影響は小さくなると考えます。予測においては、この測定値をバックグラウンド量として、一般車両及びピーク月における工事用車両の走行に伴う降下ばいじんの寄与量を算出し、重合して将来の降下ばいじん量として評価いたします。また、降下ばいじん量は測定単位がt/km ² /月であり、調査地域における年間の大気質の状況を適切に把握することとし、風の出現が季節ごとに特徴があることから、四季各一か月としました。
72	6	粉塵の気象調査地点が事業地域内で最も低位置であり、しかも事業地の末端である。事業地は高度差の大きな65ha全域で事業を行う計画である。調査地点を増やし、事業地域内部の谷、尾根や最高点の周辺、北端、南端、西端、東端での調査も行い、比較整理と解析を行わねば調査を行う意味がない。	建設機械の稼働に伴う降下ばいじん量及び風の調査は、対象事業実施区域を代表する地点として、比較的開けた場所を選定し調査地点としています。予測においては、この測定値をバックグラウンド量として、建設機械の稼働がピークとなる月において、降下ばいじん量の寄与量を予測し、それらを重合して将来の降下ばいじん量として評価いたします。

方法書に対する意見の概要と事業者見解

NO	意見数	代表意見の概要	事業者の見解
73	2	ダンプ、トラック、工事車両が町内を走行するにあたり、車両の多くはディーゼル車が使用されるのではないかと考える。ディーゼル車排出ガスによる健康への影響も報告されていることから、ディーゼル車から排出される大気汚染物質と健康被害、影響について、建設工事に関わる車両が走行する町内全域での、調査、予測、評価の実施をしていただきたい。	工事用車両の排ガス（窒素酸化物及び浮遊粒子状物質）の影響については影響が想定される参考項目ではありません。「風力発電所建設工事に関する大気環境アセスメント簡略化の検討」（環境アセスメント学会誌 18 (1) : 63-70 (2020)）によると、「工事最盛期の工事用大型車両数は業務で得られた走行台数を基に大型車 280 台／日としたとき、小型車40台/日を含めて予測される沿道の日平均最高濃度は風速2 m/ sとして0.0012 ppm程度であった。この値は二酸化窒素の環境基準の目標値である日平均濃度 0.040 ppm に比べても十分低く、また、一般環境測定局の二酸化窒素計測器の計測誤差範囲程度の低い濃度であることから、現況濃度がどのような値であれ、ほとんど影響を与えないと言える。」としています。
74	1	発電設備から発せられる騒音について、風向きによっては近隣住民に影響を及ぼすと懸念される。現状、熱海の花火大会の音や十国峠の館内放送の音も届いている。どの程度の騒音が届くか、風向きを考慮した調査しなければならない。	太陽光発電施設では、パワーコンディショナ等の騒音発生源が想定されますが、それらはコンテナ等に収納されて地上付近に設置されますので、騒音の影響は風の影響を受けて広範囲には及ばないと考えます。また、施設の稼働による騒音は評価項目として選定していますので、準備書において調査、予測・評価を行います。
75	3	工事用資材の搬出入に伴う調査地点の設定根拠が、11号線沿道の1か所であるのは論外である。搬入経路はすべて勾配が急な上り坂である。調査地点は平井地区から事業地までの沿道すべてを評価すべきである。道路幅員が狭く、すれ違い時に停車を余儀なくされる民家近くの場所を複数選定し、交通の影響を評価すべき。	工事用資材の搬出入に伴う道路交通騒音は、軽井沢地区周辺の調査地点において交通量の調査を含め測定を実施し、工事車両の日最大台数を用いて予測・評価いたします。予測地点は工事用車両が集中する地点のため影響が最も大きいと考えられます。したがって、軽井沢地区より遠い地点については工事車両が分散されるため、道路交通騒音の影響は予測地点より小さくなると考えます。また、道路沿道の予測手法は直線道路を想定し、道路上に車両が直線状に並んでいると想定して、それらの車両からの騒音等を予測します。したがって、工事車両の台数が少ないと車両間の距離が大きくなることから1台の車両による影響が寄与値となりますので、適切に予測されると考えます。また、予測手法は道路の勾配も考慮した手法となっています。
76	4	騒音・振動の調査点が、直下の軽井沢区の3か所では論外であり、事業区域は丹那盆地流域の一角にあり、盆地全域への影響評価が必要である。（事業地区が直接見通し可能な丹那盆地全域、丹那盆地西側の丘陵、ダイヤランド地区、伊豆スカイラインにおける範囲、軽井沢区泉龍寺近くなど）	対象事業実施区域内には、自動車の走行、施設の稼働などの騒音発生源がないことから、どこで測定しても騒音レベルは小さく静穏な地域と考えられます。したがって、環境騒音の調査地点は、対象事業実施区域の気象の観測地点 1 地点でも代表できると考えましたが、調査地点を対象事業実施区域の周囲の民家（北北西側住居、西側住居、西南西側住居方向）の敷地境界付近3地点としました。準備書においては施設の稼働及び建設作業騒音について、予測・評価を行います。

方法書に対する意見の概要と事業者見解

NO	意見数	代表意見の概要	事業者の見解
77	1	環境基本法や騒音規制法の騒音基準は音の総合的な大きさを指標としている。パワーコンディショナの特定の周波数が卓越する音の調査、周波数に応じた幅広い調査をしなければならない。また、パワーコンディショナの影響以上に、パワーコンディショナを稼働させるための空調機器の騒音の影響も大きい。空調機器については夜間であっても騒音源となることを想定した調査を行わねばならない。	パワーコンディショナ等による低周波空気振動は、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、産業保安グループ、電力安全課）において、太陽光発電事業により影響が想定される参考項目ではありませんので、影響は想定されません。しかし、メガソーラーの施設の近隣住宅で問題となる場合もありますので、供用後に事業による苦情が発生した場合には「低周波音問題対応の手引書（環境省、平成16年6月）」に従って、調査を行い必要に応じて対策を検討いたします。
78	3	騒音等の調査については、6時から22時に1回、調査期間中1回となっているが論外である。複数の時間帯を設け、長期（天候の違いによる調査も含め）の調査が必要である。	騒音の測定については太陽光発電所のパワーコンディショナの稼働時間帯は24時間とし、建設機械の稼働時間帯は実態を考慮して昼間の時間帯（6～22時）としています。また、調査時期は一般的な騒音の測定頻度として、環境騒音を把握するうえで、代表的な時期（鳥の鳴き声や虫の音など特定の騒音が発せられない時期）に1回としています。
79	1	工事のために起こりうる騒音が大きく懸念される。酪農地帯として、牛にストレスを与えることは経営にもひびいてくると思う。	建設作業騒音については評価項目として選定しており、環境保全措置を検討した上で準備書において、調査、予測・評価を行います。動物への影響については評価しませんが、可能な限り影響が低減されるように環境保全措置を検討いたします。
80	3	大型の工事関係車両の通行による県道11号線沿いに建っている家屋への振動による影響の調査を綿密に実施する必要がある。軽井沢地区には県道11号線に張り付くように建っている家屋が多い。これだけの大型車両が通過すれば家屋の損害は避けられない。工事着手前の個別の家屋の現況を調査し、どの家屋にどのような影響が及ぶ可能性があるのか調査を要す。	工事用資材の搬出入に伴う道路交通振動は、軽井沢地区周辺の調査地点において交通量の調査を含め測定を実施し、工事車両の日最大台数を用いて予測・評価いたします。また、予測結果が規制基準を調査した場合は、車速の低減や路面の道路管理者と協議して平坦性の改善など、追加の環境保全措置を検討します。
81	6	工事時の水質の濁りは3kmどころではなく、もっと下流まで調査するべきだ。富士川汚濁水の桜エビ問題もある。	造成時の施工による一時的な影響による水の濁りについては、環境保全計画として造成法面等は造成後速やかに転圧や緑化を図り、開発による土砂流出や濁水の発生に対処するため、沈砂池工事を先行し、工事期間中の降雨による土砂の流出による濁水の発生を抑制します。また、十分な容量の沈砂池を設置することから、水の濁りの影響は低減されると考えます。水の濁りは評価項目として選定していることから、準備書において予測・評価を行います。予測は沈砂池出口の水の濁りを予測し、予測結果が濁水が排水される河川等の降雨時の水の濁りの現地調査結果と比較して評価します。
82	2	水の濁り調査を含め気象観測を行う場合、4季に1回とのことだが、問題なのは平時ではなく、大雨時の排水が問題になるので、大雨時の観測データをもとに検討を行う必要がある。	水に濁りの現地調査は四季各1回の平水時と降雨時に1回実施します。水の濁りは評価項目として選定していることから、準備書において予測・評価を行います。予測は沈砂池出口の水の濁りを予測し、予測結果が濁水が排水される河川等の降雨時の水の濁りの現地調査結果と比較して評価します。

方法書に対する意見の概要と事業者見解

NO	意見数	代表意見の概要	事業者の見解
83	1	濁水は、沈砂池の設計条件等を明らかにした上で、沈砂池からの排水濃度を予測しなければならない。予測条件となる沈降試験の土砂の設定根拠、時間降雨量の設定根拠、流出係数の根拠、沈砂池から何川への流入の予測の根拠等がまったく示されていない。	水の濁りは評価項目として選定していることから、準備書において沈砂池等の具体的な事業計画を策定し、調査、予測・評価を行います。予測は現地調査結果（水の濁り、流量、調査時の雨量、表土の土壤沈降試験）を整理するとともに、予測条件を設定して、沈砂池出口の水の濁りを予測し、予測結果が濁水が排水される河川等の降雨時の水の濁りの現地調査結果と比較して評価します。大雨時の対応については見解86のとおりです。
84	1	「調整池の容量を林地開発許可基準に基づき50年確率雨量で設計し、降雨時の河川への放流量を抑制する。」としているが、これは全く現実を見ない基準である。今や、気候変動が世界の問題になり、日本でもここ数年来の異常気象が言われている。「50年確率」で安全を語るのは大間違いである。	静岡県の調整池容量の計算式は50年確率降雨強度を用いて計算されますが、本事業の調整池は開発面積が2ha以上であることから、その計算式の係数aを2として算出しています。したがって、調整池は十分な流量調節機能が維持できるよう設計されています。
85	1	文献資料調査を「最寄りの既存気象観測所のデータ」としているが、参照する観測所の名称が間違っているのではないか。	気象官署としては「網代特別地域気象観測所」のデータや「丹那観測所」のデータを参考にしますので、誤記は準備書において修正します。
86	2	造成時の一時的な濁りは方法書の対象にするが、造成後の降雨時、大雨時、洪水時の濁りは全くなくなるのか立証するか、影響ないことを裏づけする必要がある。	環境影響評価における降雨時の水の濁りの調査については、時間雨量10mm程度を目安に調査を実施しています。大雨時及び洪水時の調査については危険を伴うことから、環境影響評価では対象としていません。なお、一般的には降雨量が多いと河川の水の濁りは大きくなることから、降雨時の水の濁りの評価基準としては、慣例的に時間雨量10mm程度の降雨を対象にしています。なお、造成時の施工による一時的な影響による水の濁りについては、環境保全計画として造成法面等は造成後速やかに転圧や緑化を図り、開発による土砂流出や濁水の発生に対処するため、沈砂池工事を先行し、工事期間中の降雨による土砂の流出による濁水の発生を抑制します。
87	3	評価の手法においての環境影響の回避や低減にかかる評価の具体的な記載がない。具体的方法がわからないと、意見を述べようがない。また、環境保全の方法を明らかにするのが方法書なのではないか。	方法書では工事の詳細な計画や現地調査が実施されていないことから、環境保全計画を示しています。準備書では詳細な工事計画が策定され、現地調査も終了していますので、具体的な環境保全措置を計画した上で、予測・評価を行います。
88	1	丹那沢は通常時には涸れ川だが、降雨時のキャパシティや現状と建設後の比較方法及び影響評価方法が不明なので明らかにする必要がある。また、発電所建設による水路の容量オーバーや、改修を行うつもりなら公開する必要がある。	水の濁りは評価項目として選定していることから、準備書において丹那沢の地点を含む3地点の調査結果（平水時及び降雨時）を整理し、工事中や供用時の水の濁りについて予測・評価を行います。丹那沢の流下能力については林地開発で評価されており、沢の改修は必要ないとされています。
89	1	丹那盆地の水田に濁り水が入るので反対です。	本事業では静岡県の基準を満足する沈砂池を設置するとともに十分な容量の調整池を設置することから、流量調節機能が維持できるよう設計されています。容量の大きな調節池から顕著な濁りが漏出するとは考えておりません。

方法書に対する意見の概要と事業者見解

NO	意見数	代表意見の概要	事業者の見解
90	3	調整池A-1、A-2からの水質の調査地点が赤沢川の末端1か所は論外。地元集落の2か所に放流する計画であることから、赤沢川への直接放流する2か所の水質調査は必須である。さらに、調整池Bからの放流は、丹那沢に直接放流する計画であり、丹那沢の放流直下における調査点が濁流の起点であるから、この場所と柿沢川合流地点の調査も必須である。	河川水の調査地点は、以下の観点から選定しています。 ・供用時において、降雨時に各調節池から排出される排水が、放流先河川にどのような影響を与えるか。 ・工事中において、降雨時に各沈砂池（調節池）から排出される排水が、放流先河川にどのような影響を与えるか。 さらに、調査を実施する上では安全に作業ができる地点を選定することも考慮に入れています。 各調節池からの排水は赤沢川又は丹那沢へ放流されるため、両河川において降雨時調査を実施し、工事中又は供用時の各河川の濁りの状況を予測・評価します。 そのうえでの調査地点は、赤沢川流末と丹那沢流末で十分であり、柿沢川の調査は事業実施以外の影響も加味されることから、適切であると判断しています。
91	1	大土肥橋のBODは市街地に近く、事業所外の人口も多いとの源流が異なる為、実情に即していない。	方法書では文献調査による地域概況は県の資料を整理しており、最寄のBODの測定値として大土肥橋の地点のデータを記載しましたが、柿沢川の水質調査については函南町で実施していることを確認しましたので、最新の調査結果を準備書に記載します。
92	1	町の水道に係る水質汚濁を防止するために「函南町水道水保護条例」が制定されている。水源は丹那盆地等から湧き出る水を利用し、水源保護地域は町内全体としている。太陽光パネルには、鉛、セレン、カドミウムなどの有害物質が含まれているものがあり土壤汚染対策法に基づく第一種～第三種特定有害物質の溶出量試験を行い、水道水に影響のないこと及び条例に適合していることが証明されなければならない。	太陽光パネルの機種については可能な限り有害物質（鉛、セレン、カドミウムなど）の含有が少ないものを選定します。太陽光パネルの機種が決定した場合にはメーカーより有害物質の含有量のデータを取り寄せる事を検討し、確認結果を準備書に記載いたします。
93	4	p126 3.2.7 2「産業廃棄物の状況」に「太陽光パネルには、鉛、セレンといった有害物質が使用されている」との記載があり、これらの有害物質が自然災害（地震、雷、火災など）による太陽光パネルの損傷で流れ出す可能性があります。また、パネル用の支柱に亜鉛メッキ鉄を使っていた場合は、亜鉛が地下水を通して飲み水に混入する可能性があります。函南町の水道は丹那トンネルの湧水と柿沢川第1・2、肥田の地下水で町全体の83%をカバーしているため、汚染が起きた場合の被害は深刻です。数年前には丹那第2水道に丹那トンネル中から有機溶剤が混入し、実際に水道が使えなくなる事態となつたことがあります。化学物質が、ほんの少し入っただけで、飲み水に影響します。水源近くでの太陽光発電は、中止してください。	太陽光パネルの機種については可能な限り有害物質（鉛、セレン、カドミウムなど）の含有が少ないものを選定します。太陽光パネルの機種が決定した場合にはメーカーより有害物質の含有量のデータを取り寄せる事を検討し、確認結果を準備書に記載いたします。
94	1	調整池や事業地に使用するコンクリートや薬剤等の使用に伴う排水の影響は下流の魚類や農業に大きな影響を与える。渇水期や豊水期それぞれについて、影響の予測を広域に行う必要がある。特に地元の稻作への影響について影響調査を行ってもらいたい。	コンクリート排水については中和槽での処理を検討しており、系外に高pH値の排水は排出いたしません。また、稼働後には、太陽光パネル設置場所は種子吹付を行い緑化いたしますが、雑草に対しては除草剤を使用せず、人手による草刈りで対応いたします。

方法書に対する意見の概要と事業者見解

NO	意見数	代表意見の概要	事業者の見解
95	1	建設工事の際に仮設を行う現場事務所について、当該地域においては下水道が普及していない為、環境汚染を引き起こさない為に日常使用する手洗い水などの独自の浄化槽処理が必要となる。事業地から外に出す車両洗浄する際に使用する水の排水についても触れられていない。また、便所については水洗式ではなく、汲み取り式になるが、環境に配慮した漏洩や汲み取りに対する方法を考える必要がある。	現場事務所で発生する有機汚濁につきましては、屎尿につきましては汲み取り式での処理を予定しております。 現状は、生活排水につきましては手洗い水等である為、水路への直接放流を検討しております。 また、車両洗浄につきましては懸濁物質を場外に出すことを極力抑制するために、溜水での洗浄、土砂沈降後に浚渫を予定しております
96	12	柿沢川の水利を利用し丹那地区の稻作が行なわれております。発電施設用地の除草管理をどの様に行われるのでしょうか。もし除草剤を大量使用となると下流の農作物、生態系にも多大な悪影響が予想されます。この件に関しても大きな不安を感じます。また、事業を継続する20年間は運用する会社が変わってもいつさい農薬をまかないと約束し続けてください。	ソーラーパネルの周辺などの雑草については、弊社の全国の発電施設と同じく除草剤は一切使用せず、人力による除草作業を行います。また、その内容については地元との協定締結を検討します。
97	1	パネル設置予定地の下部隣接地には自然湧水があり、その水源は、現在も家畜飼育の重要な水源となっている。自然林の伐採は致命的である。また、除草剤等農薬の多量使用により、水質問題が懸念される事は言うまでもない。	事業活動に伴う一般排水や生活排水がないことから、水の汚れによる影響は想定されません。また、対象事業実施区域には流域ごとに調整池を設置することから、流域の雨水は調整池を経由して下流域の河川に排水されますので、降雨後は一定の水は流れますので水の利用は可能であると考えます。
98	44	計画土地固有の問題の考慮がない。土石流危険区域であるにも関わらず、調整池の構造や安全対策が記されていない。当該計画地は、上記にもあるがスコリアという脆い火山性地層が岩盤の上に重なり、直近でも近辺において多くの地滑り土砂崩れを起こした。また、有名な丹那断層の枝断層が、よりにもよって計画されている2万4千トンもの最大調整池の直下を走っている。大地震や19号の様な台風が襲来した時には、ただでさえ緩みやすい地盤と水と本体の重さで巨大調整池ごと土砂崩れを起こしうる可能性がある。考えるだけでも恐ろしいが、その時真下の小学校や幼稚園に園児や学童がいたら、また広域避難所でもある学校に多数の住民が避難していたらどうなるのか。 土地の安定性のボーリング調査は、林地開発申請前に実施したNo.1からNo.7までの6ヵ所とあるが、当該地域の複雑な地層や地質、活断層の上に作られるものであるなどを考えると、7ヵ所では足りないのではないか。建設区域内と周辺に複数の活断層があり、専門家からもこの事業について危険性を指摘している。地域住民の防災、危険リスクを考慮した計画になつてゐるとは思えない。大地震の発生等の事態も想定された調査計画として改めて、調査、予測、評価を行っていただきたい。	環境影響評価は、生活環境や自然環境など環境保全の観点から行われるものであり、土砂崩壊、氾濫及び地震など防災の観点からの対応については、森林法等の法律に基づく開発許可において担保されているものと考えます。本事業の土砂流出対策については、林地開発において現地調査を行い、現地の地形・地質の状況を充分に把握した上で、調整池の堤体の構造（通常時、地震時）、法面の設計基準及び盛土面（通常時、地震時）の安全性等について専門の技術者等の意見も含め検討し、手続きを行っております。このように、林地開発行為等の手引きに示された基準は、活断層などで発生する大地震、豪雨による洪水及び土砂崩壊の影響を低減するための基準となっています。 また、環境影響評価条例の項目としては、「土地の安定性」を評価項目として選定しています。現地調査としては対象事業実施区域全体の地質構造を把握するための3地点及び調整池の設置予定地4地点でボーリング調査を実施しており、その結果、黒ボク土、ローム層など対象事業実施区域全体の地質構造や地下水の状況を把握しています。また、準備書においてはボーリング調査結果を整理するとともに、予測においては盛土部において、基盤面及び盛土面の地質の状況を計算条件として設定し、通常時及び地震時の安全率を予測し、基準値と比較することで評価いたします。

方法書に対する意見の概要と事業者見解

NO	意見数	代表意見の概要	事業者の見解
99	1	平成26年3月に配布された、「函南町防災マップ」を見ると、丹那小学校付近の地震・土砂災害避難マップに特別警戒区域・急傾斜地の崩壊、土石流危険区域の表示があります。そこはメガソーラーの開発区域の裾野に当たるのではないでしょうか。木を伐採した後の開発地域は雨水の保全が弱くなるので、更に危険だと思います。近隣に影響を与えることを考慮・評価されるべきです。	対象事業実施区域内は、一部土砂災害危険箇所に指定されていましたが、その後、周辺地域を含め土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域の指定に変更されました。その内容については準備書に記載します。なお、土砂災害警戒区域は土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域、また、土砂災害特別警戒区域は建築物の損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域であり、特定の開発行為に対する許可や建築物の構造規制等が行われます。本事業ではこれら指定地域の土地の変更は行わないことから、事業を実施する上での制約はないと考えます。
100	3	事業エリアBの北側のパネル設置地区的直下にある活断層付近から雨季には大量の湧水がある。工事に伴い地下水による斜面崩壊の危険についての評価が全く記載されていない。渇水期、出水期の湧水および地下水の調査を行はずして、崩壊の危険性について評価を行はずして事業が安全である根拠を地元民に示さねばならない。	調整池B予定地のボーリング調査の結果によると、当該箇所は表層の河床堆積物層があり、その下は強固な多賀火山噴出物層となっています。また、表層には帶水層が確認されたことから、降雨時には表層に雨水が溜まり、それが溜まって、湧水として下流に流出していると考えられます。本事業では調整池Bを設置することから、当該流域の雨水は調整池を経由して下流域の河川に排水されるため、降雨後は一定の水は流出しますので水の利用は可能であると考えますが、調整池Bで確認された帶水層の浅井戸（不圧地下水）への影響の可能性は全くないとは言い切れませんので、現地調査として、丹那沢周辺における利水調査を実施したうえで、必要に応じて工事前調査、工事中調査、供用後調査を実施することとし、その結果は所有者に説明いたします。なお、供用後に事業による影響が想定された場合は必要な措置を検討したいと考えます。
101	3	建設工事最中に大雨や洪水などが発生した場合の記載が全く無いので、大雨が地表を流れたり崩落の危険性や土砂流出などの環境対策と減災の検討と対策が必要。この場合、土地の安定性の項目にある影響が想定される範囲数百mという根拠も示す必要があり、それが確認できなければ、影響の想定される範囲まで広げる必要がある。	環境影響評価は、生活環境や自然環境など環境保全の観点から行われるものであり、土砂崩壊、氾濫及び地震など防災の観点からの対応については、森林法等の法律に基づく開発許可において担保されているものと考えます。また、土地の安定性の影響範囲は、調整池A-1及び調整池Bの上部にある盛土面の土地の安定性について予測・評価することとしており、盛土面の土地の安定性ですので、影響範囲は対象事業実施区域から数百mとしています。
102	6	地質の状況において、当該エリアが「極めて浸食されやすく脆弱」とされるスコリアを母材とする土壤である事実の記載が全くない。また、活断層が記載されている図3.1-16を掲出しておきながら、調整池計画地の直下を含め事業実施対象区域内に複数の活断層が存在していること及び事業実施対象区域直下に砂防ダムが設置されている砂防指定区域があり、当該区域も地権者同意があれば砂防指定区域にする予定であったことを記載していない。	環境影響評価は、生活環境や自然環境など環境保全の観点から行われるものであり、本事業による土砂流出、氾濫及び地震による影響など防災の観点からの対応については森林法等の法律に基づく開発許可において担保されているものと考えます。地域の概況では既存資料により、地形及び地質の状況では、地形の状況、地質の状況及び重要な地形及び地質を整理しております。活断層が存在することは方法書の図に示しています。林地開発においては盛土部の安定性や構造物の設計において地震による影響を考慮した安全率等の計算が行われていることから、活断層による地震が発生しても影響がないような設計基準となっていると認識しています。準備書では評価項目として、土地の安定性を選定しておりますので、具体的な事業計画に基づき、調査、予測・評価いたします。また、地域の概況では対象事業実施区域内に活断層群が存在することを明記します。

方法書に対する意見の概要と事業者見解

NO	意見数	代表意見の概要	事業者の見解
103	4	建設予定地の真正面に住んでいますが、ソーラーパネルの反射光によって体調を悪くしたりしないか心配です。また、計画地の正面に牧場が所在しているが、反射光の家畜への影響が懸念される。	対象事業実施区域は山間地に位置し、周囲には残置森林を設置すること及び低反射のソーラーパネルを採用することなどから、隣接する住居や牧場等への反射光の影響は低減されると考えます。また、反射光は準備書において評価項目に選定していますので、具体的な環境保全措置を設定した上で、予測・評価を行います。なお、低反射のソーラーパネルの性能については準備書への記載します。
104	29	反射光については、季節により太陽高度、位置の変化があることから1回の調査ではなく、朝、昼、夕の3回の調査を月1回行い、1年間にわたる継続した調査をしてほしい。住居地付近に設置されたソーラーのために、熱中症を引きおこしたり農地付近では、作物の成長に影響があるという事例も聞く。被害予測を示さねばならない。また、反射光は景観との関連が強いため、事業地が見える伊豆スカイライン、丹那盆地内、熱函南道路、県道11号線のそれぞれの沿線の多地区にわたって詳細に調査しなければならない。	反射光は、入射角に対して同じ角度で反射することから、太陽高度が高い昼間は反射光の影響は想定されませんが、朝や夕方の時間帯が対象になると考えます。したがって、対象事業実施区域の東側は夕日の影響を受けますが住居等の保全対象がありません。一方、日の出時は対象事業実施区域の西側の地点への影響が想定されます。ただし、日の出後の反射光は対象事業実施区域の東側の地形の影響を受けるため影響は限定的であると考えます。また、反射光は環境影響評価において評価項目として選定していますので、環境保全についての配慮が特に必要な施設（学校、病院等）及び住居等を対象として、現地調査を実施し、地形の状況、建物の位置、窓の状況等を把握したうえで、準備書でその結果を整理し、予測・評価を行います。
105	1	動物の「可能な限り・・・影響の低減を図る・・・」は具体的に説明して下さい。植物の「必要最小限にとどめ・・・」の最小限とはどの程度か、分からぬ。生態系の「環境の分断を低減する・・・」は低減するでは不十分です（具体的に示すこと）。	方法書段階では現地調査を実施していないことから、基本的な環境保全計画を示していました。今後は現地調査において、対象事業実施区域及びその周囲における生物の生息状況を把握してまいります。準備書ではその結果及び熟度が高まった事業計画を踏まえ、具体的な影響の低減策について検討してまいります。
106	1	動物、植物共に静岡県版レッドデータブックⅡ類以上の希少種が多く確認されているようです。太陽光を設置する前の保全対策を明確にしておいた方が良いかと思います。	方法書においてお示ししている重要種については、一部を除き多くが文献その他資料により確認された種となっております。今後の現地調査により、対象事業実施区域及びその周囲における生物の生息状況を把握してまいります。その結果及び事業計画の内容を踏まえた上で、保全対策について検討し、準備書においてお示しいたします。
107	1	動物・植物調査については、事業者が静岡県環境保護条例に基づいて調査を行った報告資料をもとにした記載である。この報告資料と今後行う調査内容の違いを明確に示さなければならない。調査結果の流用で調査完了は認められない。また、調査依頼を受けた業者が環境影響評価の調査と称してすでに調査を行っている実態があるが、今後時間をかけて何をどの期間調査するのかを示さねばならない。	植物に関しては、過去に実施した調査結果を利用するなどを検討しておりますが、今後実施する動物に係る調査の際にも、重要な植物種が確認された場合には記録等を実施することとし、対象事業実施区域及びその周囲における動植物の生息、生育状況を把握してまいります。今後実施する調査の具体的な内容等については、方法書p225～239をご確認頂ければと思います。
108	3	環境アセスでは出来るだけ長期かつ大規模、そして詳細な生物調査をすべきです。また、同計画では移植した先で個体数を大幅に減らしたり生存が確認できなかつた希少植物もあり、安易な移植は希少生物の急減や絶滅を招きかねません。生物の移植に關しても慎重に慎重を重ねるべきであり、一見移植が成功したように見えても数年の間に消失する場合もあることから、移植後には最低でも三年程度の時間をかけ、成否を判断する必要が有ると思います。	ご指摘のとおり、植物の移植を実施した場合、その後の活着状況の把握は重要であると考えております。今後の調査結果及び事業計画を踏まえてになりますが、必要に応じて専門家にご意見を頂きながら、移植した種に対する事後調査の実施、また実施した場合の期間等を検討してまいります。

方法書に対する意見の概要と事業者見解

NO	意見数	代表意見の概要	事業者の見解
109	1	環境アセスメント調査において、鳥類、動物、植物等の貴重種は発見されなかったのか。広大な土地であるので無かったとは考えられない。又、周辺への影響はないのか。対策は充分なのか。	動物では両生類及び底生動物、植物に係る貴重種は確認されておりますが、その他の鳥類等については確認されておりません。周辺への影響及び対策については、今後の現地調査の結果及び事業計画の内容を踏まえ、検討してまいります。
110	1	専門家等の意見の概要で、何故、この2人を選んだのか？他の専門家の意見を聞かない理由は何か？	今回ご意見を頂いた専門家については、対象事業実施区域及びその周囲における鳥類等の生息状況に精通していると客観的に判断出来たことから選定し、実施しております。他項目については、文献その他資料の内容から、当該地域における動植物の生息状況等を把握出来ていると考えたことから、方法書段階では実施しておりません。今後の現地調査結果を踏まえ、必要に応じて他項目の専門家への意見聴取を検討いたします。
111	1	予定される地域の林野の中には、多くの動、植物が暮らしている。これが暮らしなくなる可能性が起き、人間と生き物と共存しているバランスが崩れる。それにもともない予期せぬ問題が起きてくる。今流行しているコロナも自然界の生き物との共存共栄を人間がこわしたものが原因であるとの説もあり、人々皆んなが細かいことであっても気をつけなければならぬ一つである。	頂いたご意見については真摯に受け止めまして、今後の現地調査の結果を踏まえ、本事業による影響を適切に予測及び評価してまいります。その結果については、準備書においてお示しいたします。
112	3	キツネの目撃情報があるので、調査してほしい。	ホンドキツネについて、貴重な情報を頂きましてありがとうございます。 ホンドキツネについては、近隣の神奈川県等で重要種として指定されておりますが、静岡県及び環境省からの重要種の指定を受けていないことから、現段階では重要種としての扱いは検討しておりません。 今後の現地調査において確認された場合には、記録してまいります。
113	1	この地には、準絶滅危惧種のキツネやサンコウチョウ、モリアオガエルの生息が住民によって確認されているが、それらへの調査の記述がまったくない。詳細な調査を求める。	貴重な情報を頂きましてありがとうございます。 動物に係る調査の内容については、方法書p225以降に記載しております、その内容に沿った調査を実施してまいります。 その中で、ご意見頂いた種については、確認された場合に記録してまいります。
114	2	オオタカ等の猛禽類は複数の営巣地を持つことが少ないとため、少なくとも3年以上の調査期間を確保すべき。	専門家からのご意見にあるように、オオタカを含め、希少猛禽類の繁殖状況の把握は重要であると考えております。 一方で、調査手法について不足はないとのコメントも頂いており、ご確認頂いた内容で調査を実施し、繁殖状況の把握に努めてまいります。その結果を踏まえ、さらに調査期間を設ける必要があるか、専門家にも再度ご意見を頂きながら検討してまいります。
115	3	鷹ノ巣山は鷹の巣を由来とする地名から、鷹が生息している可能性が高い。調査と保全保護方法の対応をする必要がある。	猛禽類については、方法書p227でお示ししております内容で調査を実施し、その生息状況等の把握に努めてまいります。その結果を踏まえ、適切な対策について検討してまいります。
116	1	文献その他の資料調査によるオオタカは函南町には微小での生息が確認されており、生息域について専門機関等に依頼し、調査確認をお願いしたい。また、鳥類保護NPOなどとも連携を併せてお願いしたい。また生息が確認できた時には公表するとともに巣等の撤去や早急な移転はないように願いたい。	今後の現地調査の際には、鳥類に限らず、哺乳類等に關しても、それぞれの専門知識を有した調査員が調査を実施してまいります。 鳥類保護NPOといった団体との連携については、今後の現地調査の結果を踏まえ、適宜情報共有が出来ればとも考えており、今後調整を検討してまいります。現地調査の結果については、準備書においてお示しいたしますが、巣が確認された場合、基本的には該当箇所の改変を避けることとし、巣の撤去や早急な移転については実施しない方針です。

方法書に対する意見の概要と事業者見解

NO	意見数	代表意見の概要	事業者の見解
117	1	丹那の山でオオワシの目撃情報あり。事業者は調査すべきだと思います。希少動物ですから。	貴重な情報を頂きましてありがとうございます。今後の現地調査の際に留意するようにいたします。
118	1	ウズラ、ハヤブサが目撃されているので、一年かけて生態を観察し、営巣があるか調査し、どのような影響があるか予測、評価し、保全方法を示してほしい。営巣があった場合はその周りの森林を伐採しないでほしい。	貴重な情報を頂きましてありがとうございます。ウズラ及びハヤブサについては今後の現地調査の際に留意するとともに、確認された場合には、その確認位置等を記録してまいります。その結果及び事業計画を踏まえ、適切に予測及び評価を実施してまいります。
119	1	2~3年前の夏の夜、家の裏でコノハズクが鳴く声がありました。「函南町誌」に、タカ、トビ、キジ、ウズラが見られると書いてあります。専門家等からの意見書に「猛禽類についてはしっかりと実施してほしい」「オオタカあたりは繁殖している可能性が考えられる」とあります。さらに、キジやウズラ(絶滅危惧種II類)の数もしっかりと把握してください。猛禽類については、「2営巣」期間で調べてください。	貴重な情報を頂きましてありがとうございます。今後の現地調査の際には、頂いた情報に留意するとともに、その結果を踏まえ、調査期間については検討してまいります。
120	1	ごく近年の調査(2019年)で、下記の貴重な鳥類が趣味団体により周辺エリアで観測されているという文献(静岡県の野鳥)があるので、生息及び2営巣期程度の調査と具体的保護方法の構築が必要。 マガム、サンコウチョウ、ハチクマ、ハイタカ、オオタカ、サシバ、ミヅゴイ、ノビタキ、フクロウ、アオバスク。	貴重な情報を頂きましてありがとうございます。今後の現地調査の際には、頂いた情報に留意するとともに、その結果を踏まえ、調査期間については検討してまいります。 今後の現地調査の結果及び事業計画を踏まえ、具体的な保全策についても検討してまいります。
121	1	希少種が確認された場合は、営巣場所の調査及び、周囲での生息が疑われる場合は、2営巣期にわたる経過調査が必要。	今後の現地調査において、希少猛禽類の営巣場所の確認に努めてまいります。 その結果を踏まえ、調査期間については検討してまいります。
122	1	渡り鳥の影響についての調査も通年を通して行う必要がある。	渡り鳥について、専門家からは通過するだけの種についてはそこまで重要視する必要はないだろう、手法に関する不足はないといったコメント頂いていることからも、現時点での実施は検討しておりません。
123	1	鳥類の定点調査は、調査する時間帯についての方法の記載がない。	調査時間については、早朝や薄暮時等を含めた時間を検討しております。 具体的な調査時間については、準備書にお示しいたします。
124	1	鳥類の調査方法について、M2地点以外は広範囲を見渡せるような状況ではなさそうなので、調査地点の景観状況を明らかにした上で調査方法を示すべき。	調査地点については、猛禽類の出現状況等に合わせ、適宜追加、修正しながら調査を実施してまいります。 各調査地点からの視野の状況については、準備書にてお示しいたします。
125	2	全国組織の愛好団体が生息調査をした文献があるので、それを参考に2営巣期にわたる営巣調査が必要である。	文献について、収集に努めるとともに、今後の調査結果を踏まえ、調査期間について検討してまいります。
126	1	日本野鳥の会から「IBA(重要野鳥生息地)や鳥獣保護区などの野鳥の保護対象地、希少種の生息地、大規模越冬地、渡りの中継・渡来地、主要な採餌地及びその近傍地には、設置すべきでない。」との見解が出ているので、これも盛り込んだ見解を示してほしい。	方法書p88にお示ししておりますが、対象事業実施区域内において、IBAや鳥獣保護区といったものは分布しておらず、大規模越冬地や渡りの渡来地等も確認されておりません。 今後の現地調査において、対象事業実施区域及びその周囲における鳥類の生息状況の把握に努めてまいります。その結果を踏まえ、本事業による影響を適切に予測及び評価してまいります。

方法書に対する意見の概要と事業者見解

NO	意見数	代表意見の概要	事業者の見解
127	1	微弱電磁波発生による鳥類への影響などの検証方法及び対策について調査する必要がある。	電磁波については、太陽光パネルでの発電時ではなく、パワーコンディショナより発生いたします。発生する電磁波については、30センチ程度離れた箇所で測定した結果、その強さは家電製品と同程度もしくは少ないものであること、国際非電離放射線防護委員会が公表するガイドラインよりも小さい値であり、2m離れてることで、元の0.1%まで減少したというデータもございます。電磁波が鳥類に及ぼす影響については、まだ知見が少なく、確立された手法が存在しておりませんが、上記の内容から、鳥類へ及ぼす影響はほぼないと考えております。 そのため、電磁波による鳥類への影響について、現時点では調査及び予測の実施は検討しておりません。
128	1	野鳥への影響回避や低減策、代償措置についての専門的な意見がほしい。	ご指摘の点について、今後の現地調査の結果を踏まえ、専門家に意見聴取を実施してまいります。
129	2	広範囲の森林を伐採することにより、駿河湾の魚やハマチ養殖にどのような影響ができるか心配だ。調査しなければならない。	今後の現地調査において、河川における魚類の生息状況を把握するとともに、工事の実施等による濁水については、水環境の項目において、その濁水の到達距離等を予測してまいります。 具体的な内容は検討段階になりますが、例えば沈砂池等を設置することにより、濁水の流出を防ぐ等、下流域に影響が生じないよう、配慮してまいります。
130	1	メガソーラーを作る事で水の流れがかわる。田代地域には、蛍が生息している。丹那の川にも蛍を見かけることがある。川に住む生物の生態が変わるのは許せない。	今後の現地調査において、河川における底生動物の生息状況を把握するとともに、工事の実施等による濁水については、水環境の項目において、その濁水の到達距離等を予測してまいります。 具体的な内容は検討段階になりますが、例えば沈砂池等を設置することにより、濁水の流出を防ぐ等、下流域に影響が生じないよう、配慮してまいります。
131	2	静岡県版レッドデータブックに追加されたクモ類、コケ類、菌類を追加項目にする必要がある。	ご指摘の点について、検討いたします。
132	1	昆虫の調査地点に水辺が含まれているのか。事業予定地に湧水箇所があれば、それを含む必要がある。	昆虫類の調査地点について、方法書にお示ししている地点としては、水辺は含まれておりませんが、水生昆虫を含んだ底生動物としての調査を河川において実施してまいります。
133	1	動物は丹那沢上流の湧水地点から下流域について調査が行われていない。當時、流水が存在することから、季節を通して長期の調査をすべきである。	ご指摘の点について、魚類及び底生動物といった水生動物については、各種の相をより把握するためにも、河川の中流域において調査地点を設定しております。 また、調査時期については、各種の確認しやすい時期として、春、夏、秋の3季としております。

方法書に対する意見の概要と事業者見解

NO	意見数	代表意見の概要	事業者の見解
134	1	現地調査は、東側は伊豆スカイラインの稜線までの調査が必要である。調査領域の南側については、柿沢川に沿って丹那盆地の居住地の直近までの調査が必要である。	今後、現地調査の結果及び事業計画を踏まえ、確認された重要種に対して本事業による影響を予測及び評価してまいりますが、予測及び評価の観点としては、改変による生息地の減少、移動経路の遮断、阻害といったものになります。調査範囲については、お示しした影響を予測及び評価することを目的として、方法書p225に記載しておりますように、「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人事木研究所、平成25年）では対象事業実施区域から250m、「面整備事業環境影響評価技術マニュアルⅡ」（建設省都市局都市計画課、平成11年）では200mを目安とするととの記載がございます。今回の調査範囲については、それらを参考にし、本事業の影響が及ぶ可能性がある範囲として、対象事業実施区域から300mの範囲として実施を検討しております。
135	2	哺乳類、鳥類等はより広範囲な調査を行うとともに、工事用車両走行ルート周辺についても調査地域とすべきだ。 評価の手法については、「貴重な動物の存在が発見された場合は、影響が回避されているかを検討し、回避出来ない場合は静岡県希少野生動植物保護条例に基づき、事業中止又は計画の見直しを行う。」とされたい。	今後、現地調査の結果及び事業計画を踏まえ、確認された重要種に対して本事業による影響を予測及び評価してまいりますが、予測及び評価の観点としては、改変による生息地の減少、移動経路の遮断、阻害といったものになります。調査範囲については、お示しした影響を予測及び評価することを目的として、方法書p225に記載しておりますように、「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人事木研究所、平成25年）では対象事業実施区域から250m、「面整備事業環境影響評価技術マニュアルⅡ」（建設省都市局都市計画課、平成11年）では200mを目安とするととの記載がございます。今回の調査範囲については、それらを参考にし、本事業の影響が及ぶ可能性がある範囲として、対象事業実施区域から300mの範囲として実施を検討しております。 工事車両の通行ルートについては、既存道路である主要地方道11号線（熱海函南線）を利用する予定であり、現状利用されている道路となります。動物及び植物に関しては、前述しましたように、本事業による生息・生育環境の改変といった点に焦点を当てて予測及び評価してまいりますので、工事車両のルート周辺における調査の実施は検討しておりません。しかしながら、区域内における車両の走行の際には、速度を落とし、動物への衝突を未然に回避するといった保全対策を実施いたします。 今後の調査結果にもよりますが、本事業により、動植物に対する影響が著しいとの判断に至れば、事業の中止を含めた計画の見直しを行ってまいります。

方法書に対する意見の概要と事業者見解

NO	意見数	代表意見の概要	事業者の見解
136	1	林地開発申請のために行った動植物の現地調査結果があるはずなのに、方法書では文献その他の調査結果のみで、希少種の種類と保護対策が記載されていない。方法書にその内容を明記し、改めて作成の上、縦覧等を行うべきだ。	ご指摘の点について、3章にお示ししている内容は、あくまで文献から確認された情報を整理した内容となっています。今回的方法書では、事前に実施された調査結果を文献資料として取り込み、対象事業実施区域及びその周囲に生息、生育している種をリストアップすることで、当該地域の動植物の生息状況を整理しております。文献その他の資料の調査範囲としては、方法書p78にお示ししておりますように、対象事業実施区域を含めた広域の情報を取得しております。そのため、ご指摘にあるように、生息するはずがない重要種が挙げられている可能性はございます。そのため、今後の現地調査において、実際の生息状況を把握していくことが重要であると考えております。 現地調査において、重要な種が確認された場合には、その確認位置等を記録するとともに、ご意見にありますように、事業による影響を回避又は低減出来るよう、検討を重ねてまいります。
137	1	「重要な種」として調査する種が不明であり、調査地域や調査方法、調査時期について、意見を検討することが出来ない。具体的な調査計画を記載した環境影響評価方法書を改めて作成の上、縦覧等の手続きを行わせたい。	調査する種としては、方法書に記載しております、哺乳類、鳥類、爬虫類等になります。 具体的な種を指定して調査を実施するわけではなく、一般種、重要種を含めて、確認されたすべての種を記録してまいります。 全確認種の中から、環境省や静岡県で指定されている重要種を抽出し、それらの種に対して、本事業による影響を予測及び評価してまいります。
138	1	対象事業実施区域及びその周囲の「その周囲」とは具体的に示して欲しい。	「周囲」に関して、基本的には今回調査範囲として設定している対象事業実施区域から300mの範囲と考えておりますが、猛禽類の場合、広範囲に飛翔する可能性もございますので、一様に300mとして区切るのではなく、「周囲」として記載しております。
139	1	温度上昇による動物への影響の計り方と保全策を明らかにする必要がある。	ご意見頂いた点について、可能な限り事業による伐採面積を縮小するといった保全対策により、温度上昇による影響の低減に努めてまいります。
140	1	「重要種が確認された湿地環境（沢等）が近隣に存在する場合は、改変箇所から可能な限り離隔をとることで影響の低減を図る。」とあるが、この手の在来種の保全方法は、今まで成功しているところはあるのか。巣を移転したりし、動物を移動したりして、代替措置が取られたと理解するのはおかしいのではないか。	成功例はございます。しかしながら、巣を移転させた場合や、新たな生息地を創出し、その場所に移動させた場合、その場所で継続的に生息可能かどうかについては、不確実性も伴います。 そのため、こういった場合には実施後の事後調査が必要と考えております。今後の現地調査の結果にもよりますが、事後調査の必要性についても、合わせて検討してまいります。
141	3	時々熱函道路において小動物が交通事故にあっていいる。小動物は生き場所を求め移動する間に多くが事故にあう心配がある。	今後の事業計画の検討の際には、可能な限り改変面積を小さくすることで動物の移動経路の阻害を低減することや、工事用車両の対象事業実施区域内での走行速度を制限し、動物への衝突を未然に防止するといった保全対策を実施してまいります。
142	19	事業により生息域を追われた有害獣が里山に降りてきて食害を加速させる懸念がある。周辺農地等への食害等の影響について調査を行い、影響がないことを示してほしい。	事業の実施により、獣害が増加したとされる科学的に立証された知見は今のところ確認されておりません。今後も引き続き、最新の知見の収集に努めてまいります。
143	4	渡り鳥などの飛来も確認されているので、一面に張られた太陽光パネルの反射で水面などの誤認識による衝突の懸念はないのか。	対象事業実施区域は山間地に位置し、周囲には残置森林を設置すること及び低反射のソーラーパネルを採用することなどから、隣接する住居や周辺環境への反射光の影響は低減されると考えますので、鳥類などの動植物に対する影響は想定されません。

方法書に対する意見の概要と事業者見解

NO	意見数	代表意見の概要	事業者の見解
144	1	森林伐採を伴うので、樹木伐採や土地現状改変による影響がある面的な全体調査を行う必要がある。	植物に関する調査については、ブラウンープランケの植物社会学的植生調査法に基づくコドラー調査を実施しております。こちらは、植物群落同士の関係を比較するのにも有用であり、今日では国際的にも広く実施されている調査となっております。 現地調査の際には、調査員の安全面を考慮しながらの調査になりますので、全面的な調査については困難な部分もございます。そこで、今回のようなコドラー調査により、対象事業実施区域における植生状況の把握に努めております。
145	2	秋季の調査が平成26年9月30日の1回しか行われていないが、現地気温は夏日であり、気象データを遡っても連日夏日であったため、植生などについて夏日の時期に秋季のデータを収集するのは現実的ではない。また、植物が冬季の前に実りや植生の変わる時期に掛かっていない。	ご指摘の点について、秋季の区分としては9月～11月の間と考えております。その考えに基づいて基本的な調査時期を設定し、そこに文献から確認された重要種の生育確認適期を踏まえ詳細な調査実施日を検討しております。 文献その他資料で確認された植物の重要種のうち、ナガサキシダ、イズコゴメグサ、イトテンツキ等といった種の確認適期としては9月であるとされておりました。 ご指摘のとおり、気温としては夏日にはなってしまいますが、上記の重要種の確認適期を踏まえて検討し、9月の末日に実施した次第です。
146	1	冬季における調査がないので、調査が必要。	植物相及び植生の状況を把握する上で、春季、夏季、秋季においては、その種の多様さ等もあり、必須であると考えております。 一方、冬季に関しては、全体的に確認される種が少ないこと、主に冬季に開花する種であっても、秋季における確認が可能であることから、冬季における調査の実施は検討しておりません。
147	1	事前調査に基づき「調査すべき植物相や重要な種を選定した上で、植物に応じた調査方法及び調査時期及び評価の方法」を環境影響評価方法書で明らかにし、意見書を踏まえて本調査を実施し、予測及び評価を行るべき。/環境影響評価制度における方法書の役割は、「方法書に対する意見を踏まえ、調査、予測及び評価の方法を決定する。」ことであり、事前調査に基づく予測評価を行おうとするのは誤り。正しい手順に従った方法書を改めて作成し、縦覧等の手続きを行われたい。/評価の手法については、「影響が実行な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境の保全についての配慮が適正になされているか」ではなく、「貴重な植物の生育が発見された場合は、影響が回避されているかを検討し、回避出来ない場合は事業中止又は計画の見直しを行う。」とされたい。	植物に係る調査について、方法書でお示ししている内容に関しては、ブラウンープランケの植物社会学的植生調査法といった国際的にも広く実施されている内容であり、調査期間としても、春季、夏季、秋季の3季に渡る期間で実施していることからも、妥当な内容であると考えております。今後の準備書では、実施済みである調査の結果から、事業計画を踏まえて本事業による影響を予測及び評価してまいりますが、例えば、工事着工前に改変箇所において改めて重要種が確認された場合には、移植を検討する等といった保全対策を検討してまいります。 検討の結果、本事業による影響が著しいと判断された場合には、事業の中止を含めた計画の見直しを検討してまいります。
148	1	施設稼動後も、植物体系の変化や多様性の損失、個体数減少が生じるので評価材料になる。	ご意見を頂きましてありがとうございます。 参考にさせて頂きます。
149	1	山地の森林を伐採して開発することによる大気温、湿度、地表付近の日照と照度の変化をどう予測して、植物等の環境変化に対応するのかを考慮する必要がある。	ご意見頂いた点について、可能な限り事業による伐採面積を縮小するといった保全対策により、温度上昇等による影響の低減に努めてまいります。

方法書に対する意見の概要と事業者見解

NO	意見数	代表意見の概要	事業者の見解
150	1	建設予定地は丹那水系の重要な森であり、アマギツツジなどの固有の植物があり、貴重な自然遺産の残る場所です。	貴重な情報を頂きましてありがとうございます。アマギツツジについては、植物に係る現地調査の際に確認されておりませんが、着工前に再度確認する等、把握に努めてまいります。また、水環境については、別途調査を実施し、本事業が及ぼす影響について、適切に予測及び評価してまいります。
151	1	希少種が発見されたときは、生態を調査するために、複数年次にわたる観察及び観測と保全が必要。	現地調査の際に確認されたエビネ、クマガイソウ及びオオハクウンランに関しては、方法書に記載しましたように既に移植を実施しており、その後のモニタリング調査でも定着していることが確認されております。工事の着工前には、再度改変箇所における植物の生育状況を確認した上で、重要種が確認された場合、移植を実施する等といった対応を検討してまいります。移植した場合、移植後の定着状況についてはモニタリングが必要になるかと思慮いたしますので、事後調査としての実施を検討してまいります。
152	1	建設工事作業者が希少種を発見したときの対応方法を決めておく必要がある。	工事の着工前には、再度現地を専門の調査員が確認し、改変箇所における植物の生育状況を確認する等、対応を検討してまいります。
153	1	「可能な限り土地造成面積、伐採面積を小さくする。」の記述があるが、伐採面積をどの程度小さくするつもりがあるか。実際に小さくするつもりがあるのか。	伐採面積は可能な限り縮小できるよう、検討を重ねるとともに、検討結果については、準備書においてお示しいたします。
154	1	植物調査については、すでに調査済みの内容と今後の調査すべき内容が混在し、記述が正確でない。	植物に関する調査部分の記載については、新たに文献その他資料を調査するとした内容と、実施済みとなる現地調査の内容とを併せて記載しており、一部分からざらい部分がございました。準備書においては、記載をより分かりやすくするよう、工夫に努めてまいります。 調査を実施した期間については、方法書に記載してございます。こちらも準備書時にはその他のご指摘と同様、記載を工夫してまいります。 踏査ルートについてですが、ご指摘にありますように全面を調査することが理想ではありますが、調査を実施する調査員の安全面も考慮しながら検討していることもあり、現実的には難しい面もございます。しかしながら、調査では重要種も確認されており、内容としては十分と考えております。
155	1	方法書p22に、植物の「着手前に重要な種の育成を確認し」とあるが、調査から年数が経過しており、再度、厳密な生育調査を行なわねばならない。	実施済みの現地調査において、全体としては調査を複数回実施していること、対象事業実施区域における重要種の位置等は把握出来ていることからも、十分な内容であると考えております。 しかしながら、ご意見にありますように、年数経過により、様相が変化している可能性もございます。そのため、着工前には改めて重要種の生育状況を確認するとともに、改変区域内で確認された場合には、生育適地に移植を実施する等、対応を検討してまいります。
156	4	森林伐採により環境の悪化ならびに動物、植物等の生態系のバランスが失われる。	今後の現地調査の結果及び事業計画を踏まえ、生態系への影響について、適切な予測及び評価に努めてまいります。
157	1	調査をしっかり行って下さい(特に、タカ、ワシ)。食物連鎖のバランスが崩れると、農業にも影響がいづれ表れてくる為です。その為、生態系の調査を年間通して行い、住民に理解できる様に正確に報告して下さい。	今後の現地調査において、対象事業実施区域及びその周囲におけるタカ、ワシといった猛禽類の生息状況を把握してまいります。 その結果及び事業計画を踏まえ、生態系への影響について、適切な予測及び評価に努めてまいります。